

犯罪被害者の訴訟参加制度に反対する会長声明

1月30日、法制審議会刑事法部会は、犯罪被害者や遺族が刑事裁判に参加し、自ら被告人質問や求刑などの訴訟活動を行うことを認める「被害者参加制度」の要綱案を発表した。

要綱案によると、「被害者参加制度」は、故意の犯罪行為により人が死傷した罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取、誘拐及び人身売買の罪等について、参加を申し出る被害者や遺族に「参加人」との法的地位を付与し、法廷のバーの中に在席すること、被告人に対して自らが質問すること、被告人の家族など情状証人に尋問をすること、検察官の論告・求刑終了後、最後に求刑を含む事実と法令の適用に関する意見を述べることを認める制度である。

被害者・遺族に対する配慮を示す点で一定の評価はできるものの、この制度には、以下の三つの大きな問題点がある。

第一は、被告人と被害者や遺族との間に報復の連鎖が復活するおそれがあることである。近代刑事法は私的復讐を公的なものに昇華させ、被告人は国家によって処罰されることにより、被害者は加害者からの再復讐から守られ、被害者と加害者の報復の連鎖を防ぎ、もって、社会秩序の維持をはかるものである。

しかるに、被害者や遺族を裁判に参加させて被告人と対峙させると、被告人や被告人の家族に対する被害者や遺族の言動が被告人の反発を招きかねず、また、被告人の中には、被害者や遺族の訴訟活動により自分が有罪とされ、重く処罰されたと考えて、逆恨みや報復感情を抱く可能性がないとは言えない。その場合、参加した被害者や遺族が、被告人からの反発や報復感情に怯えることにもなりかねず、むしろ、参加制度の趣旨を没却する結果となりかねない。

第二は、被告人には、無罪推定原則により、法廷において、予断と偏見を排除して、自らの生い立ち、犯行に至る経緯、動機、公訴事実に対する主張や反論、反省の気持ちなどを自由に供述しやすい裁判環境が作られなければならない。

しかし、被害者や遺族が、常時法廷で被告人と対峙する形で在席することになれば、被告人には大きな心理的プレッシャーがかかり、自由に弁解や反論などをすることができなくなることが予想され、多数の犯罪被害者等が在廷するような事態を想定すれば、被告人の受ける圧迫感は相当なものとなる。

第三は、裁判員制度に与える影響である。刑事裁判は、客観的な証拠により犯罪事実の存否や量刑が決められるべきものであるところ、被害者や遺族は必ずしもすべての証拠を把握しているわけではなく、公益を代表する検察官とは立場が異なり、証拠に基づく訴訟活動を期待すること自体に無理があり、また、求刑においても、ほかの同種被告人における求刑との均衡や公平を阻害する虞なしとしない。被害者・遺族の立場にたってみれば、重罰を求めるのはむしろ当然のことである。

裁判員制度の下においては、市民たる裁判員が職業裁判官と同等の立場で犯罪事実の認定と量刑を判断することになるが、証拠に基づかない被害者や遺族の主張、陳述、応報感情にもとづく意見表明が法廷でなされることにより、市民たる裁判員が混乱し、その影響を過度に受けて、量刑において過度に重罰化に傾くおそれが懸念される。

1月23日の京都地方裁判所における殺人事件の法廷において検察官の無期の求刑に対し、遺族が意見陳述において極刑を求め、それを聞いた被告人が「殺してください」といって錯乱状態になり退廷させられた事例が報道されたところである。

以上の理由により、本会は、刑事司法の適正な姿を変質させることになる「被害者参加制度」には反対せざるを得ない。特に裁判員制度が2年後に開始される時期にあわせて制度が導入されることについては、今一度、被害者・遺族・被告人の地位に思いに至し、慎重かつ冷静な議論がなされることを強く求めるものである。

2007年(平成19年)2月2日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢